

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動規範）

子どもたちは、私たちの姿を見て育ちます

使命 私たちは子どもを守り育てます。

遵法 私たちは法令を遵守します。

公正 私たちは不祥事を許しません。

公開 私たちは地域に開かれた学校にします。

令和6年度 不祥事根絶のための行動計画

三 次 市 立 八 次 小 学 校
作成責任者 校 長 赤 木 実

区分	本校の課題	行動計画	取組内容	点検方法・時期
教職員の 規範意識の確立	○情報共有型や説諭型の受け身的な研修になりがちであり、不祥事による児童や家族等への影響を捉える研修が不十分である。	○研修資料の改善・充実を図り、演習や体験的活動、自己移入型の研修を取り入れ、実効性の高い研修を進める。	○ロールプレイやグループ討議等研修方法の改善を行うとともに、意識的に他者の視点に立った言動を考えるなど、当事者意識の醸成を図る研修を行う。	○学期に1回、教職員アンケートを実施し、教職員の状況に応じた研修内容・方法の改善を検討する。
学校組織としての 不祥事防止体制の確立	○不祥事に対する教職員の意識の差があり、教職員が、お互いに指摘し、注意することを遠慮する場がある。	○不祥事防止委員会での協議された内容について、研修を進めるとともに、不祥事防止の視点で、教職員の意識を高める組織風土を確立する。	○不祥事防止年間計画で、分掌部会や学年会等が研修を担当するとともに、不祥事防止の視点で、教職員が積極的に意見を出し合い、教職員個々の意識や組織体制の見直しを図る。	○月に1回、不祥事防止委員会で、研修内容等の振り返りと、円滑な意思疎通や意見の集積等について、改善を検討する。
相談体制の充実	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の活用度が低い傾向にある。 ○教職員個々が直面している状況を把握し、思いを聞く場や、気付きを共有する場が十分ではない。	○「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の認知度を上げ、相談しやすい環境づくりを進める。 ○定期的に面談を実施し、不祥事防止に繋げるとともに、対話を通して気付きを共有し、迅速かつ丁寧に対応する。	○校舎内全ての教室等に掲示し、周知する。また、全校集会やPTA総会、学校便り等で、相談の場を積極的に情報発信する。 ○教職員個々のプライバシーに配慮しながら、家庭状況や業務の進捗状況等について把握し、具体的な手立てを工夫し支援を進めるとともに、教職員の気付きを生かした面談を行う。	○学期に1回、相談体制や職場環境等についてのアンケートを実施し、取組状況を検討する。 ○面談後の状況について、日常的な相談活動を進め、教職員個々の課題に応じて、その解決に向けた支援を検討する。